

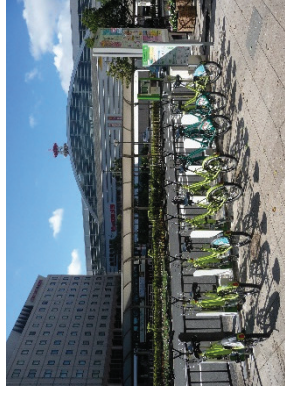
奈良県自転車活用推進計画に位置づけた措置の取組状況と今後の取組内容（案）について

担当課：道路建設課

措置 1 6	鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向けた鉄道会社への働きかけ
内容	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者と連携して、鉄道駅周辺におけるサイクルポートの設置を促進していく。
令和2年度	-
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅周辺にサイクルポートを設置している事例を収集。 県内でシェアサイクルを展開する事業者にヒアリングし、本県で可能なスキームについて検討。
令和4年度以降	<ul style="list-style-type: none"> シェアサイクル事業者との意見交換、鉄道事業者への働きかけを実施し、公共用地へのサイクルポート設置を検討。

鹿児島市コミュニティサイクル「かごりん」

▼鹿児島中央駅西口



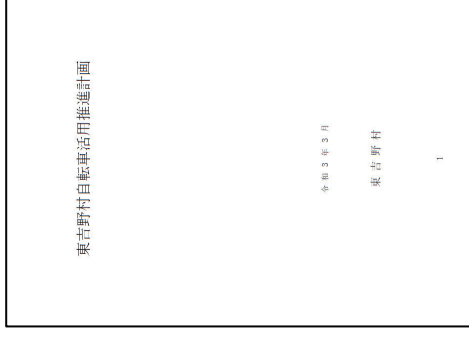
出典：かごりんHP

鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向けた 鉄道事業者への働きかけ	具体な取組	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7以降
			事例収集・ ヒアリング	設置検討			

奈良県自転車活用推進計画に位置づけた措置の取組状況と今後の取組内容（案）について

担当課：道路建設課

措置 17	市町村版自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画）等の策定支援
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村版自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画）の策定促進に向け、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」や「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」を各市町村へ周知するとともに、県内の自転車施策に関する情報を提供し、計画策定の支援を行う。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 策定予定の市町村へ説明会を開催。 東吉野村が県内市町村で初めて策定（令和3年3月）。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 市町村へ、機会があるごとに策定を啓発。
令和4年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 市町村へ、機会があるごとに策定を啓発。 五條市、御所市、広陵町が策定を予定。



第4章 自転車の活用

1. 推奨サイクリングコース
2. レンタサイクルによる回遊性の向上
3. サイクリングイベントの開催及び共催
4. 交通安全教育の推進

▲東吉野村自転車活用推進計画（一部抜粋）

具体的な取組	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7以降
市町村への計画策定支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">東吉野村策定</div> 計画策定啓発					

奈良県自転車活用推進計画に位置づけた措置の取組状況と今後の取組内容（案）について

担当課：道路建設課

措置 1 8	地域内の自転車通行空間の整備推進
内容	<ul style="list-style-type: none"> 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づいた、自転車通行空間の整備を行う。
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> 矢羽根型路面表示等の自転車通行空間整備を実施（県道矢田寺線（大和郡山市））。
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> 矢羽根型路面表示等の自転車通行空間整備を実施中（県道戸毛久米線（橿原市））。
令和 4 年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 矢羽根型路面表示等の自転車通行空間整備を実施予定（県道橿原神宮公苑線（橿原市））。 自転車通行空間の整備箇所を検討。



▲ 県道矢田寺線

具体的な取組	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7以降
自転車通行空間の整備	矢田寺線	戸毛久米線	橿原神宮公苑線	整備箇所の検討・整備		

奈良県自転車活用推進計画に位置づけた措置の取組状況と今後の取組内容（案）について

担当課：道路建設課

措置 19	奈良県道路の整備に関する条例（県道の構造の技術的基準）の改正
内容	<ul style="list-style-type: none"> 自転車に関する道路構造令の改正に伴い、奈良県道路の整備に関する条例の見直しを行う。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 「自転車通行帯」を新たに規定した「奈良県道路の整備に関する条例」を改正（令和2年7月10日施行）。



▲自転車通行帯のイメージ

具体的な取組 「奈良県道路の整備に関する条例」の改正	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7以降
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 改正 (7月10日) </div>					

奈良県自転車活用推進計画に位置づけた措置の取組状況と今後の取組内容（案）について

担当課：交通規制課、道路保全課



▲ゾーン30「済美地区」（令和2年度整備）

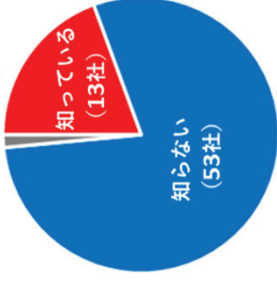
措置20	生活道路におけるゾーン30などによる安全対策の実施
内容	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、ハンブ等の物理的デバイスの設置など、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施する。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者である奈良市へ働きかけを行い連携し、奈良市内にゾーン30を「済美地区」・「朱雀6丁目地区」に整備（県下47、48箇所目）。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者である奈良市へ働きかけを行い連携し、奈良市内にゾーン30を「南永井地区」・「五条1丁目地区」に整備（県下49、50箇所目）。
令和4年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」を推進（各道路管理に対する適切な物理的デバイスの設置の働きかけを継続）。

具体的取組	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7以降
ゾーン30の整備	整備		地域住民の要望等を踏まえ必要に応じて「ゾーン30プラス」を整備			

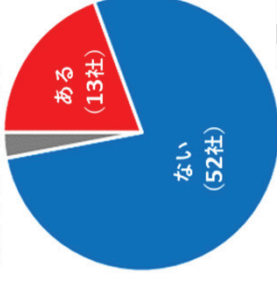
奈良県自転車活用推進計画に位置づけた措置の取組状況と今後の取組内容（案）について

担当課：道路建設課

Q1. 「自転車通勤宣言企業認定制度」を知っていますか。



Q2. 貴社では、自転車通勤の推進に関心がありますか。



※■：無回答



▲ (左) 自転車通勤啓発チラシ

(右) 自転車通勤に関するアンケート調査（一部抜粋）

措置 2 1	自転車通勤の促進
内容	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動における自転車通勤を拡大するための広報活動を実施する。
令和 2 年度	-
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業動向調査（対象：県内企業約1,000社）にあわせて自転車通勤啓発チラシ（国土交通省作成）を送付。 県内企業動向調査（対象：県内企業約1,000社）にあわせて自転車通勤に関するアンケート調査を実施し、67社から回答。 アンケートで回答があった企業のうち、自転車通勤宣言企業の要件を満たす企業（3社）や、検討を予定している企業（2社）に対して、認定に向けた働きかけを実施。
令和 4 年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業に対して、自転車通勤の促進を啓発。

具体的な取組	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7以降
自転車通勤の促進	啓発					

奈良県自転車活用推進計画に位置づけた措置の取組状況と今後の取組内容（案）について

担当課：交通企画課



▲交通安全手帳を活用した親子交通安全教室の様子

措置 2 2	自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催
内容	<ul style="list-style-type: none"> • 自転車に乗り始める子供と保護者を対象として、親子交通安全教室の開催を検討する。
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> • 「自転車の交通安全手帳」を活用した親子交通安全教室等を開催（約50回）。
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> • 新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、「自転車の交通安全手帳」を活用した親子交通安全教室等を開催（約50回）。
令和 4 年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> • 新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、「自転車の交通安全手帳」を活用した親子交通安全教室等を開催予定。

具体な取組	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7以降
親子交通安全教室の開催	開催					